

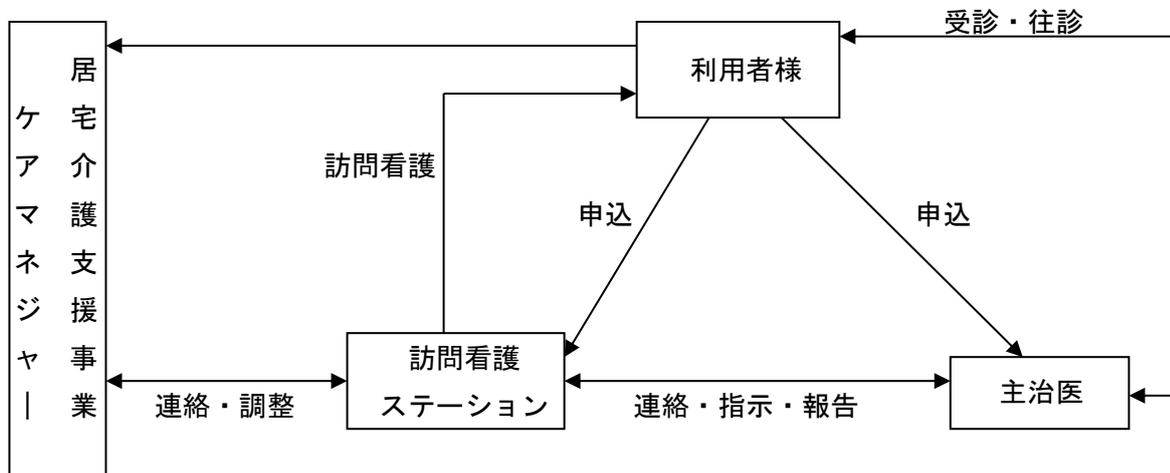
訪問看護（介護・医療）・介護予防訪問看護サービスのご案内（重要事項説明書）

医療法人財団中島記念会 大森山王訪問看護ステーション

2024年6月1日改定

1 訪問看護のお申込みからサービス開始まで

介護保険利用の場合 ケアプラン作成の依頼



訪問看護は看護師等が家庭訪問して、病気や障害のため支援を必要とされる方の看護を行うサービス（看護業務の一環としてのリハビリテーションの場合、看護師の代わりに理学療法士等が訪問する事もあります）で、介護保険制度のほか医療保険制度で利用できる方もいます。主治医の治療方針やケアプランに沿って、他のサービスと連携しながら看護を行いますので、安心して在宅療養が続けられます。訪問看護を利用する場合は主治医の指示書が必要です。指示書は訪問看護ステーションに提供されます。

2 訪問看護サービスの内容

- ・ 病状・障害の観察、健康管理
- ・ 療養、看護・介護方法のアドバイス
- ・ 食事ケア、水分・栄養管理、排泄ケア、清潔ケア
- ・ ターミナルケア
- ・ リハビリテーション
- ・ 認知症や精神疾患の方の看護
- ・ 家族など介護者の支援
- ・ 褥瘡や創傷の処置
- ・ カテーテルなど医療機器の管理
- ・ 医師の指示による医療処置
- ・ 保健・福祉サービスなどの活用支援

3 営業日時のご案内

- 営業日 : 月曜日から金曜日まで
- 休日 : 日・祝祭日・年末年始
- 営業時間 : 午前9時から午後5時まで

当ステーションは、年間を通して24時間いつでも連絡がとれる体制を設けております。

4 ご利用料金など

令和6年6月1日現在

保険種別など	介護保険による訪問看護	医療保険による訪問看護	保険外サービス
訪問看護を利用できる方	介護保険の被保険者で、要介護状態等の認定を受けて、主治医が訪問看護の必要を認めた方	主治医が訪問看護の必要を認めた方 ① 介護保険の対象でない(非該当)の方 ② 介護保険の利用対象者のうち、厚生労働大臣が定めた疾患や状態の方(がん末期、急性増悪期など)	有料での訪問看護を希望される方
利用料金	数字は単位数 ()介護予防[看護] 20分未満 314(303) 30分未満 471(451) 30分以上1時間未満 823(794) 1時間30分未満 1,128(1,090) [リハビリ] 20分以上/回、週6回まで 294、1日2回超は90/100 (284、1日2回超は50/100) ・所定の同一建物への訪問 90/100(20人以上) 85/100(50人以上) *減算 -8 (20分/回) 理学療法士等の訪問件数が看護職員の訪問件数を超えた事業所による減算 夜間・早朝加算 25%割増 深夜加算 50%割増 ◇複数名訪問加算 I 30分未満 254 30分以上 402 ◇複数名訪問加算 II (看護補助者) 30分未満 201 30分以上 317 ◇長時間訪問看護加算 300 ◇緊急時訪問看護加算 (1) 600/月 ◇特別管理加算 I 500/月 II 250/月 ◇初回加算 I 350/月 (退院当日の訪問看護で) II 300/月 ◇退院時共同指導加算 600 ◇看護・介護職員連携強化加算 250	基本療養費(I) 週3日まで(リハビリは4日目以降も) 5,550円 週4日目以降 6,550円 基本療養費(II) (同一建物居住者で同一日3人以上訪問) 週3日まで 2,780円 週4日目以降 3,280円 ◇緊急訪問看護加算 (月14日目まで) 2,650円 (月15日目以降) 2,000円 ◇難病等複数回訪問加算(同一建物内3人以上) 2回/4,500(4,000)円・3回以上/8,000(7,200)円 ◇長時間訪問看護加算 90分超える訪問:週1回 5,200円 ◇乳幼児加算(6歳未満) 1,500円 ◇複数名訪問看護加算(同一建物内3人以上1回/日) 看護師等 4,500(4,000)円/看護補助者 3,000(2,700)円 ◇夜間・早朝訪問看護加算 2,100円 ◇深夜訪問看護加算 4,200円 ◇外泊時の訪問看護 管理療養費 初日 7,670円 2日目以降(1) 3,000円 ◇24時間対応体制加算(イ) 6,800円 ◇特別管理加算 5,000円又は2,500円 ◇退院時共同指導加算 8,000円 (特別管理加算の対象は更に2,000円) ◇退院支援指導加算 6,000円 退院支援指導加算(長時間) 8,400円 ◇在宅患者連携指導加算 3,000円 ◇在宅患者緊急時等ケアフェリス加算 2,000円 ◇情報提供療養費 1・2・3 1,500円 ◇ターミナルケア療養費 1 25,000円 2 10,000円	個人契約 となります

	◇ターミナルケア加算 2,500 ◇サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)6/回又は(Ⅱ)3/回 (地域区分単価×11.40)	(上記金額の該当保険の自己負担割合分) ◇訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ) 780円 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ) (1)では不十分な事業所に対して 算定可能 10~500円 ◇訪問看護医療DX情報活用加算 50円	
交通費など	交通費：徴収しない	* 交通費：交通機関にかかった実費 * 死後の処置 10,000円 * 営業日以外 2,000円/日	実費相当額

※ 各種保険の他、公費負担医療制度もお取り扱いします。

5 ご利用にあたってのお願い

- 保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。これらの書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせ下さい。
- やむを得ず訪問看護の予定変更を希望される場合は、必ず前日までにご連絡をお願いいたします。
- 悪天候、災害時等やむを得ない事情でサービスが提供できない場合がありますので、ご了承下さい。

6 虐待防止に関する事項

- 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとします。
 - ① 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
 - ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③ その他、虐待防止のために必要な措置
- 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区に通報するものとします。

7 身体拘束について

- 事業所は利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

8 ハラスメントの防止

- 事業所は、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じます。使用者及びその家族はサービス利用に当たって、次の行為は禁止し、行為があった場合は契約を終了することがあります。
 - ① 訪問看護師その他の従業員に対する身体的暴力（直接的、間接的を問わず有形力を用いて危害を及ぼす行為）
 - ② 訪問看護師その他の従業員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷付けたり、貶めたりする行為）
 - ③ 訪問看護師その他の従業員に対するセクシャルハラスメント（意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為等）

9 業務継続計画の策定等

- 事業所は、感染症や非常時災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- 従業員に対して、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

10 苦情・何らかの事故発生時のご相談は

● 担当窓口 Tel 03-3773-0930

担当者 沼田 香 (相談時間 午前9時～午後5時迄)

又は ・国民健康保険団体連合会(介護サービス苦情相談窓口) Tel 03-6238-0177

・大田区役所 介護保険課居宅サービス担当 Tel 03-5744-1655

・品川区役所 高齢者福祉課 Tel 03-5742-6927

11 訪問看護ステーションの従事者

管理者 沼田 香

(看護師) 4名(管理者含む)

(理学療法士) 4名

(事務員) 1名

12 訪問看護ステーションの沿革

- ・平成16年4月1日 指定訪問看護事業所として指定を受ける
健康保険法・生活保護法により指定を受ける
- ・平成18年4月1日 介護予防訪問看護サービスの開始

13 営業地域

大田区 品川区

14 事業者概要

事業者 事業所の名称	医療法人財団中島記念会 大森山王訪問看護ステーション
代表者氏名	理事長 戸金隆三
指定番号	1367197247
事業者の住所	東京都大田区山王3-8-3 デンハウス大森山王1階
連絡先	営業時間内 : Tel 03-3773-0930 夜間・休日 : Tel 03-3773-0930 : Fax 03-3773-0933
最寄りの駅	JR 京浜東北線大森駅からバスで大森郵便局下車2分